

第4期特定健康診査等実施計画

松屋健康保険組合

令和 6 年 3 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、高い保健医療水準を誇り、世界有数の平均寿命となっている。

しかし、急激な高齢化や 医療技術の高度化などの大きな環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとすることが求められてきた。

このような状況に対応するため、平成20年4月には、高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する特定健診及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導の実施が義務付けられた。当健康保険組合においても、これまで第 1 期(平成20年度から平成24年度)、第 2 期(平成25年度から平成29年度)、第 3 期(平成30年度から令和5年度)の実施計画を策定し、生活習慣の改善に寄与してきたところである。

また、平成27年4月から全ての健康保険組合に、医療情報(レセプト)や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実践する「データヘルス計画」(第1期は平成27年度～29年度)の策定が、義務付けられたことから計画を策定し、取り組んできたところである。第4期(令和6年度から令和11年度)の当健康保険組合の特定健康診査実施計画においては、引き続き糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防及び医療費の適正化を図るため、積極的な検診に対する勧奨に努めるほか、特定保健指導においては、自己の管理を認識してもらうとともに、事業主の協力を得て実施率の向上を図る。

特定健康診査等実施計画

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、松屋健康保険組合の第4期(令和6年度から令和11年度) 特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果にかかる目標に関する基本事項について定めるものである。

松屋健康保険組合の現状

当健康保険組合は、松屋(百貨店業)を母体企業として、飲食業、ビル総合サービス及び公告などを業とする事業所が加入している健康保険組合である。

令和5年12月末の事業所数は8件で、その所在は東京都であり、特に中央区に集中している。当健康保険組合に加入している被保険者は、1,150名(内数:男625名、女525名)であり、被扶養者は542名(内数:男175名、女367名)。小規模の組合であり、また特例退職被保険者はいない。

健康診査については、母体企業が管理運営する社内診療所が設置されており、そこにおいて、安全衛生法に基づく定期健康診断及び健康保険組合が委託する特定検診を実施している。社内診療所には、産業医が常駐(毎週水、金、土に勤務。)しており、月・木は提携病院から医師が派遣され常駐して診療・検査等に対応している。なお、看護師は常勤3名、非常勤2名体制となっている。従って、健康診査については、社内診療所が主体となり検査を実施している。また、健康診査の結果は産業医が目を通し、呼び出しによる再検査はもとより、他専門病院への紹介も逐次行っており、いわゆる、「かかりつけ医」的な要素を兼ねている。

令和4年度の生活習慣病健診実施人数は、1,095名(被保険者967名、被扶養者128名)で、受診率は86.8%(被保険者92.7%、被扶養者58.4%)となっている。

また、がん検診を外部に委託して実施している。①上部内視鏡検査。40歳以上の被保険者に5年ごと実施しており、その受診率は55.7%である。②婦人科ガン検診。乳がん、子宮頸がん検査を30歳以上の被保険者に毎年実施しており、その受診率は63.5%である。そのほか、令和4年度の特定保健指導の実施人数は、15名(被保険者15名、被扶養者0名)で、実施率は9.9%(被保険者10.6%、被扶養者0%)となっている。なお、従来から松屋健康保険組合及びその被保険者においては、特定健康診査という名称は使用せず、成人病検診という名称が継続的に使用されており、慣れ親しんでいることから、その名称を使用している。

実施計画策定に関する 基本的事項

1. 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としてメタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を抽出するために実施する。

特定保健指導は、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣を振り返り、その課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として実施する。

また、第4期から成果を重視した評価体系へと見直しがなされ、主要達成目標が腹囲 2 cm・体重 2kg減とするなど生活習慣病予防につながる行動変容もその他目標とするなど、変更をもとに行っていく。特に、特定保健指導の介入方法なども、すでに第2期から流れとなっている ICT化をさらに進め、時間、場所に縛られず、実施者にとってメリットとなる事から積極的に取り入れ拡充に努めてゆく。

2. 特定健康診査等実施計画の位置づけ

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条に基づいて実施する特定健康診査等の基本的な方針を示すものである。なお、当健保では、被保険者及び被扶養者に対し、30歳以上を対象として実施している。（本実施計画の目標値もデータヘルス計画のポータルサイトと同様の計画としている。）

3. 特定健康診査等実施計画の期間

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づいて策定するものであり第4期は令和 6 年度から令和 11 年度までの6年間 とする。

4. 事業者等が行う健康診査及び保健指導との関係

事業者が、他の法令に基づく 健康診査を実施した場合は、当健康保険組合は、その健康診査のデータを事業者から受領し、特定保健指導を実施する。

5. 達成 目標

1. 特定健康診査の実施にかかる目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率被保険者 98%、被扶養者 72%とする。この目標を達成するために令和 6 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。なお、第4期以降も特定健診の対象となる任意継続被保険者は、従

来通り被保険者として集計する。

○受診率の目標値

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者	95.0	96.0	97.0	98.0	98.0	98.0%
被扶養者	60.0	63.0	65.0	68.0	70.0	72.0%
合 計	88.9	90.0	92.0	93.0	94.0	95.0%
対 象 者 (人)	1,300	1,350	1,380	1,400	1,450	1,480 (人)

(単位:%)

2. 特定保健指導の実施にかかる目標

令和11年度における特定保健指導の被保険者実施率を 65%、被扶養者実施率を 20%とする。この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

○実施率の目標値

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者	30.0	35.0	45.0	50.0	55.0	65.0%
被扶養者	10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0%
合 計	28.7	34.3	43.1	47.5	56.7	61.7%
対 象 者 (人)	150	140	130	120	120	120 (人)

(単位:%)

3. 特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

令和 11 年度において、令和 6 年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を 20%以上 とする。